

商品概要説明書

(令和8年4月1日現在)

商品名	スーパー定期貯金<単利型>岡山県特産品ギフトカタログ抽選権付き年金・給振定期貯金「JAバンク岡山ぼっけえ定期」
ご利用いただける方	○個人の方で、以下の条件のうちいずれかに該当される方 ① JAで年金を受給されている方（指定手続き中を含む） ② JAで給与を受け取りされている方
期間	○定型方式 1年 ○自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱となり岡山県特産品ギフトカタログ抽選権付き年金・給振定期貯金「JAバンク岡山ぼっけえ定期」ではない「スーパー定期貯金<単利型>」としての継続となります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入 ATMおよびIBによる預入は、本定期貯金の対象外となります。 ○50万円以上 新規お預入れを対象とします。 ○1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	○預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、自動継続の場合には、原則として「スーパー定期貯金<単利型>」の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ○20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	○個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ○個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ○個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （1）6か月未満 解約日における普通貯金利率 （2）6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、（2）の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 （公的制度）	○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支所または信用部信用課（電話：086-225-9835）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 信用部信用課または J A バンク相談所にお申し出ください。 岡山弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。） 東京三弁護士会または岡山弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
<p>個人情報の取扱いに関する重要事項</p>	<p>○お客さまとお取引のある農業協同組合は、当該農業協同組合が所在する都道府県の農林中央金庫（農林中央金庫を含めて「J A バンク会員」といいます。）にお客様の下記の個人情報を提供し、J A バンク会員は以下の目的のために当該個人情報を利用いたします。</p> <p>（利用目的）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懸賞品等の進呈対象者の確認および懸賞品の発送 ・訪問、電話、宣伝物・印刷物の送付等による各種商品等のご案内 ・新商品・新サービスの開発等のための市場調査・分析 ・J A バンク会員（代表金融機関：農林中央金庫）については、次のホームページからご確認いただけます https://www.jabank.org/（2026年3月現在） <p>○お客さまとお取引のある農業協同組合、当該農業協同組合が所在する都道府県の農林中央金庫は、お客様の以下の情報について、安全管理措置を講じたうえで取得・保有・利用いたします。 氏名、住所、電話番号、口座番号等</p> <p>○農林中央金庫は本件商品企画業務の一部を外部業者に委託いたします。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<p>○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>○ATMおよびIBでのご契約はできません。</p>

「懸賞品」にかかる
留意事項

○以下の取扱要領により懸賞を実施します。

1 懸賞品「岡山県特産ギフトカタログ」

(1) 懸賞品抽選権

- ・ 1回あたりの新規預入金額50万円毎に1口の懸賞品抽選権を付与し、自動応募方式(一定期間に本定期貯金を取り組んだ方に自動的に懸賞品抽選権を付与)とするため、別途応募不要です。
- ・ お一人様何口でも応募可能です。
- ・ 自動継続後の定期貯金には懸賞品抽選権は付与されません。

(2) 懸賞品の抽選日・抽選場所

下記抽選日にキャンペーン事務局にて抽選を行います。

- ・ 第1期 抽選日 2026年7月下旬(対象者:4~6月契約者)
- ・ 第2期 抽選日 2026年10月下旬(対象者:7~9月契約者)
- ・ 第3期 抽選日 2027年1月下旬(対象者:10~12月契約者)
- ・ 第4期 抽選日 2027年4月下旬(対象者:全契約者)

(3) 懸賞品抽選方法

① 当選本数(年間・各期)

- ・ 当選本数は年間3,500本とし、各期ごとに抽選を行います。
- ・ 各期の当選本数は875本とします。

② 抽選方法・抽選口数

- ・ 抽選は、50万円を1口とする口数比例抽選により実施します。
- ・ 口数上限はありません。
- ・ 追加預け入れ等により預入金額が増加した場合、その増加分に応じて抽選口数は算出します。

③ 抽選権の繰り越し

- ・ 第1期から第3期までの抽選において落選した方の口数は、次期抽選に繰り越します。
- ・ 各期の抽選は当該期の申込口数(当該期新規に加えて前期繰り越し)を母数として行い、繰り越し管理を行います。

④ 第4期の復活抽選

- ・ 第4期においては、第1期から第3期に申し込みされた方の全口数および第4期の新規口数を合算し、最終抽選を行います。
- ・ これにより、第3期までに申し込みをした方は、各期いずれかに加えて、第4期の復活抽選の機会を得ることとなります。

⑤ 当選回数の上限

- ・ お一人様につき1回の抽選で当選は1回とします。
- ・ お一人様に対する当選回数は年間最大2回までとします。

⑥ 当選本数の繰り越し

- ・ 各期において、当選本数が所定本数に満たない場合は、その余剰本数を次期へ繰り越すものとします。

(4) 当選者の発表

懸賞品の手交等をもって、当選者の発表にかえさせていただきます。

(5) 懸賞品の受渡し

抽選により当選した場合は、下表を目途に受渡しする予定です。

抽選日	手交等時期(予定)
第1期	2026年8月下旬
第2期	2026年11月下旬
第3期	2027年2月下旬
第4期	2027年5月下旬

(6) 期限前解約

この定期貯金は当組合がやむを得ないと認める場合を除き、期限前に中途解約することはできません。抽選日前にやむを得ず期限前解約する場合、抽選権は失効となります。

(7) 税務上の取扱い

本商品にかかる懸賞品（1万円相当の岡山県特産品ギフトカタログ）は、税務上の一時所得に該当し、原則して総合課税の対象となります。そのため、当選者の所得状況によっては、課税関係が生じる場合がありますので、留意ください。

税務上の取扱いについては、税理士等の専門家にご確認ください。

2 取扱期間

2026年4月1日から2027年3月31日まで

J A岡山